

第十一号の二様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期中(自 年 月 日 至
年 月 日)

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

1 【管理資産を構成する資産の状況】

(1) 【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】 (2)

(2) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

(3) 【損失及び延滞の状況】 (3)

(4) 【収益状況の推移】 (4)

(5) 【買戻し等の実績】 (5)

(6) 【投資リスク】 (6)

2 【管理資産の経理状況】 (7)

(1) 【主な資産の内容】 年 月 日

I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

II 証券所有者への利息支払基金の残高

III 証券所有者への元本償還基金の残高

IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

3 【発行者及び関係法人情報】

(1) 【発行者の状況】 (8)

① 【発行者の概況】

② 【事業及び営業の状況】

③ 【設備の状況】

④ 【経理の状況】

⑤【その他】(9)

(2)【原保有者その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【その他】(10)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 e において「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

- a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に体化させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(4)、(5)及び(6)aにおいて同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑦に準じて記載すること。

(5) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の二様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(6) 投資リスク

a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(7) 管理資産の経理状況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第五号の二様式の「記載上の注意」②に準じて記載すること。

(8) 発行者の状況

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(9) その他

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(10) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。